

輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続要綱（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

下線部は改正か所

改 正 後	現 行
(定義) 第 2 〔 略 〕 2 ～ 10 〔 略 〕 11 この要綱において次の植物は、野生しているものとみなす。 (1) 規則別表 1 の <u>1 の項から 5 の項までに掲げる</u> 生植物の地下部であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。）。 (2) 規則別表 1 の <u>6 の項から 1 2 の項までに掲げる</u> 種子であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。）。 12 (1) この要綱において「試験地下部検査」とは、前項（ 1 ）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表 1 の <u>1 の項から 5 の項までに掲げる</u> 検疫有害動物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、前項（ 2 ）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の <u>6 の項から 1 2 の項までに掲げる</u> 検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 13 〔 略 〕	(定義) 第 2 〔 略 〕 2 ～ 10 〔 略 〕 11 この要綱において次の植物は、野生しているものとみなす。 (1) 規則別表 1 の <u>1 から 4 に掲げる</u> 生植物の地下部であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験地下部」という。）。 (2) 規則別表 1 の <u>5 から 1 0 に掲げる</u> 種子であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。）。 12 (1) この要綱において「試験地下部検査」とは、前項（ 1 ）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表 1 の <u>1 から 4 に掲げる</u> 検疫有害動物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、前項（ 2 ）の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の <u>5 から 1 0 に掲げる</u> 検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 13 〔 略 〕

改 正 後			現 行		
別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4 の 1、第 16 の 3、第 21 の 2 及び 3 関係） 輸入禁止品の区分			別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4 の 1、第 16 の 3、第 21 の 2 及び 3 関係） 輸入禁止品の区分		
輸入禁止品のグループ名		輸入禁止の対象	輸入禁止品のグループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分		大区分	小区分	
A	1	(1) 規則別表 1 に掲げる植物であって同表に掲げる地域において野生しているもの及び規則別表 2 に掲げる輸入禁止植物のうち規則第 14 条に規定するもの (2) 規則別表 1 の <u>1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部</u> であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第 14 条に規定するもの	A	1	(1) 規則別表 1 に掲げる植物であって同表に掲げる地域において野生しているもの及び規則別表 2 に掲げる輸入禁止植物のうち規則第 14 条に規定するもの (2) 規則別表 1 の <u>1 項から 4 項に掲げる生植物の地下部</u> であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第 14 条に規定するもの
	2	(1) 規則別表 1 に掲げる植物であって同表に掲げる地域において野生しているもの及び規則別表 2 に掲げる輸入禁止品のうち 1 以外のもの (2) 規則別表 1 の <u>1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部</u> であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち 1 以外のもの		2	(1) 規則別表 1 に掲げる植物であって同表に掲げる地域において野生しているもの及び規則別表 2 に掲げる輸入禁止品のうち 1 以外のもの (2) 規則別表 1 の <u>1 項から 4 項に掲げる生植物の地下部</u> であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち 1 以外のもの
	3	規則別表 1 の <u>6 の項から 1 2 の項までに掲げる種子</u> であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの		3	規則別表 1 の <u>5 項から 1 0 項に掲げる種子</u> であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B	1	〔略〕	B	1	〔略〕
	2	〔略〕		2	〔略〕
C	1	〔略〕	C	1	〔略〕
	2	〔略〕		2	〔略〕
D		〔略〕	D		〔略〕

改正後								現行							
別表 9（第 19 の 3 関係） 遺伝資源に対する検査の方法								別表 9（第 19 の 3 関係） 遺伝資源に対する検査の方法							
区 分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検査有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要	区 分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検査有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要
規則別表 1 に掲げる植物であって野生するもの	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部及びいんげんまめ、テオシント、とうもろこし等の種子	コロンビアネコブセンチュウ テンサイシストセンチュウ <u>ニセコロンビアネコブセンチュウ</u> ニセネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	規則別表 1 に掲げる植物であって野生するもの	しょうが、ばれいしょ等の生塊茎等の地下部及びいんげんまめ、テオシント、とうもろこし等の種子	コロンビアネコブセンチュウ テンサイシストセンチュウ ニセネコブセンチュウ バナナネモグリセンチュウ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		いんげんまめ萎ちょう細菌病菌 えんどう萎ちょう病菌 すいか果実汚斑細菌病菌 とうもろこし萎ちょう細菌病菌他	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			いんげんまめ萎ちょう細菌病菌 えんどう萎ちょう病菌 すいか果実汚斑細菌病菌 とうもろこし萎ちょう細菌病菌他	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		その他の検査有害動植物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			その他の検査有害動植物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
規則別表 1 の <u>6 の項から 12 の項まで</u> に掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	規則別表 1 の <u>5 ～ 10</u> に掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
規則別表 2 に掲げる植物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	規則別表 2 に掲げる植物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

改 正 後					現 行				
別表10（第 1 9 の 3 関係）試験種子の検査の方法					別表10（第 1 9 の 3 関係）試験種子の検査の方法				
1 栽培中の植物に対する検査方法					1 栽培中の植物に対する検査方法				
対 象 植 物	対象検疫有害動植物	検 査 時 期	着 眼 す べ き 病 徴	摘 要	対 象 植 物	対象検疫有害動植物	検 査 時 期	着 眼 す べ き 病 徴	摘 要
えんどうの種子	エンドウ萎ちょう病菌	〔略〕	〔略〕	〔略〕	えんどうの種子	エンドウ萎ちょう病菌	〔略〕	〔略〕	〔略〕
いんげんまめの種子	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌	〔略〕	〔略〕		いんげんまめの種子	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌	〔略〕	〔略〕	
すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	スイカ果実汚斑細菌病菌	〔略〕	〔略〕		すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	スイカ果実汚斑細菌病菌	〔略〕	〔略〕	
テオシントの種子 とうもろこしの種子	トウモロコシ萎ちょう細菌病菌	〔略〕	〔略〕		テオシントの種子 とうもろこしの種子	トウモロコシ萎ちょう細菌病菌	〔略〕	〔略〕	
とうもろこしの種子	トウモロコシ葉枯細菌病菌	〔略〕	〔略〕		とうもろこしの種子	トウモロコシ葉枯細菌病菌	〔略〕	〔略〕	
そらまめの種子	ソラマメステインウイルス ソラマメトゥルーマザイクウイルス	〔略〕	〔略〕		そらまめの種子	ソラマメステインウイルス ソラマメトゥルーマザイクウイルス	〔略〕	〔略〕	
ひらまめ(レンズマメ)の種子	ソラマメステインウイルス	展葉期から落葉期まで	(1) 葉の斑紋 (2) 葉の壊死 (3) 葉の奇形						
2 検定室等における検査方法					2 検定室等における検査方法				
対 象 植 物	対象検疫有害動植物	検 査 の 方 法			対 象 植 物	対象検疫有害動植物	検 査 の 方 法		
えんどうの種子	エンドウ萎ちょう病菌	〔略〕			えんどうの種子	エンドウ萎ちょう病菌	〔略〕		
いんげんまめの種子	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌	〔略〕			いんげんまめの種子	インゲンマメ萎ちょう細菌病菌	〔略〕		
すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	スイカ果実汚斑細菌病菌	〔略〕			すいかの種子 とうがんの種子 メロンの種子	スイカ果実汚斑細菌病菌	〔略〕		
テオシントの種子 とうもろこしの種子	トウモロコシ萎ちょう細菌病菌	〔略〕			テオシントの種子 とうもろこしの種子	トウモロコシ萎ちょう細菌病菌	〔略〕		
とうもろこしの種子	トウモロコシ葉枯細菌病菌	〔略〕			とうもろこしの種子	トウモロコシ葉枯細菌病菌	〔略〕		
そらまめの種子	ソラマメステインウイルス ソラマメトゥルーマザイクウイルス	〔略〕			そらまめの種子	ソラマメステインウイルス ソラマメトゥルーマザイクウイルス	〔略〕		
ひらまめ(レンズマメ)の種子	ソラマメステインウイルス	接種検定 電子顕微鏡検査 ELISA 検査							
注 この表に掲げる検査は、1 の栽培地における検査において病徴が認められたものについて実施するものとする。					注 この表に掲げる検査は、1 の栽培地における検査において病徴が認められたものについて実施するものとする。				

附則
この通知は、平成 20 年 4 月 12 日から施行する。